

## ニセアカシアを特定外来生物に指定することを強く求める署名

2005年6月、国は、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）を施行しました。

この法律で特定外来生物と指定された動植物は、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが厳しく規制されるとともに、違反した場合には、法人であれば一億円以下、個人でも300万円以下の罰金が科せられるなど、環境への外来生物の拡散を防ぐ厳しい法律となっています。ニセアカシアは明治時代にヨーロッパを經由して日本に持ち込まれた北米原産の広葉樹です。繁殖力が非常に強く、鉱毒や表土の喪失などで緑化が困難な土地の緑化植物として日本全国で使われてきました。しかし、生物多様性が持続可能な自然環境の保全に欠かせないとの認識が確立した現代において、ニセアカシアの脅威的な広がりには看過できないところまで来ています。北海道札幌市においては、市の中央部を流れる1級河川の豊平川をはじめ市内のほぼすべての川でニセアカシアの繁殖が確認されているほか、手稲山、藻岩山、円山、の山地でもニセアカシアの林が形作られており、在来種で構成された森林への侵入定着が多数報告されています。土木工事後の法面緑化のために植えられたニセアカシアの種が河川や山林に広がったと考えられます。石狩市では住宅地の空き地や放置された造成地にニセアカシアが大量に生えています。北海道ばかりでなく日本全域での生態調査が進めば、ニセアカシアの生態系に及ぼす深刻な影響はさらに明らかになるでしょう。ニセアカシアは生態系等への悪影響が確認されているにもかかわらず、緑化植物ということで現在は外来生物法の規制対象とならない要注意外来生物となっています。そのため、在来樹種による森づくりの活動に携わる市民は侵入したニセアカシアを発見しても処理することが難しく、人為的にニセアカシアの種がまかれる事を法的に防ぐこともできません。私たちは、生物多様性と自然環境の保全を継続的にすすめるためにニセアカシアを特定外来生物に指定すること強く要望します。

氏名	住所

取り扱い団体

集約先 〒001-0901 札幌市北区新琴似1-2-3-24  
問合せ ☎011-765-6404  
担当 中村 智子

ご署名いただいた個人情報には目的以外には使用いたしません。一次集約 2010年11月10日